

招待したことを思い出す。教授は英語が不得意で、フランス語とチャンポンでぼつぼつと語り合ったものである。ポケットから一人娘のお嬢さんの写真を取出して見せてくれた。

2 回目に Stoyko 教授にお会いしたのは、1972 年 10 月、私がパリ天文台に 1 週間ばかり滞在した折である。教授はすでに退官され、名誉教授の資格で毎日出勤して来られ、御夫妻でささやかな研究室にとじこもり研究を楽しんで居られた。この時、私の突然の訪問をことのほ

か喜んで下さった温顔がいまも忘れられない。写真はこの時、パリ天文台屋上で撮ったものである。

教授へ宛てた英語の手紙は、必ず自筆のフランス語の手紙となって返信された。特徴のある字体ではあったが、構文は私にも比較的判り易いように気が配られていた。もうこれからは、こんななつかしい手紙を受取る機会はさらさない。このささやかな一文をかりて、心から哀悼の意を捧げると共に、教授の御冥福をお祈りする次第である。

掲 示 板

東京大学理学部天文学教室公募

下記により公募いたします。希望者の応募、適任者の推薦をお願いいたします。

1. 公募人員……教授 1 名
2. 専門分野……天文学
3. 就任時期……昭和 52 年 5 月以降のできるだけ早い時期
4. 提出書類……履歴書、研究論文リスト、推薦書(他薦の場合)。
5. 締切期日……昭和 52 年 2 月 20 日
6. 宛 先……(〒113) 東京都文京区弥生 2-11-16
東京大学理学部天文学教室主任

海野 和 三 郎

京都大学理学部宇宙物理学教室助教授公募

下記により助教授 1 名を公募致します。

京都大学理学部宇宙物理学教室主任

加 藤 正 二

記

1. 公募人員 助教授 1 名
2. 専攻分野 天体物理学
3. 提出書類 履歴書、研究歴、論文リストおよび主要論文別刷、今後の研究計画書(着任希望時期を含む)
4. 公募締切 昭和 52 年 3 月 15 日
5. 宛 先 京都市左京区北白川追分町 (〒606)
京都大学理学部宇宙物理学教室

加 藤 正 二

書 評

教師のための天文学

北村正利 監修・尾形 斉 著

(B5 版・本文 171 頁・付図 21 枚・恒星社版・定価 3,500 円)

理科教育の中で天文の指導は最も困難なものの一つで

はなかりうか。実際に指導に当る教師を対象にした研修の場として、都道府県単位に教育センターが設置されている。しかしそのセンターでさえ満足に研修できるような状態ではないようである。天文月報には、毎年春秋の天文学会と時を同じくして開催される天文教育懇談会の記事が掲載されるが、これを見ても天文教育がいかに困難であるかをうかがうことができる。

本書は、著者が昭和 51 年 3 月末まで勤務されていた神奈川県立教育センターでの経験を元に書かれたものである。

第 1 章：空と星座，第 2 章：地球，第 3 章：恒星・月・太陽の日周運動，第 4 章：太陽，第 5 章：月，第 6 章：惑星と太陽系，第 7 章：恒星と銀河系，第 8 章：天体望遠鏡の各章と、付録から成っている。

第 1 章では、空の色に始まり空から得られる情報、屋間の星、星座の話へと続く。第 2 章では、地球の曲率、地球の大きさ、地球の自転・公転の証拠、質量の測定などが説明されている。以下各章について、それぞれの範囲について簡単な数式を用いながら、図と表や実験装置(自作の可能なものを含む)により解説されている。随所に見られる実験装置は、著者独自の工夫によるものも多く、実際に大いに役立つものであろう。

さらに巻末に付けられた付録の内、同定用主要星座の 8 種は、透明ビニール板などに書き写すと、目から 30 cm 離して星空にかざすことにより目の焦点調節は必要であるが、わずかの間に星座の同定を可能にするであろう。東経 140 度の地における毎月 1 日の 20 時の方向が、図の周りに記入してあり大変便利であろう。その他、4 等星より明るい星を記入した星図、赤道座標から地平座標への変換図、赤道座標から黄道座標への変換図があり、さらにウルフネット(ステレオ方眼紙)も加えられている。

初版のせいであろうが、ときどき目につくミスプリント(例えば 65 頁の下から 7 行目の、赤経 4 時分は 4 時間分ではないか)は残念である。また項目が多いのでやむをえなかったのであろうが説明にやや飛躍が感じられるところも散見された。

結論としては、教育の現場にある教師の立場をよく理

解し、教師の困難を直接に感じた著者によって書かれたものであるが、天文教育の本質的なものに対する解明がなされていないのは残念である。しかし実際に教壇に立つ教師にとっては、何よりも心強い参考書といえよう。
(香西洋樹)

雑報

赤外線観測衛星 IRAS (Infrared Astronomical Satellite)

これまでにない新しい赤外線観測衛星が 1981 年打ち上げを目標にオランダ、アメリカ、イギリス 3 ヶ国の共同で計画が進められている。

この衛星の光学系は主鏡の口径 60 cm のカセグレン型よりなり熱雑音を除くため望遠鏡全体が液体ヘリウムで冷却されている。液体ヘリウムは 500 l 近くを搭載し約 1 年間の観測の継続を予定している。観測波長域は $8\ \mu\text{m}$ ~ $15\ \mu\text{m}$ (検出器は SiAs), $15\ \mu\text{m}$ ~ $30\ \mu\text{m}$ (SiSb), $30\ \mu\text{m}$ ~ $60\ \mu\text{m}$ (GeBe), $60\ \mu\text{m}$ ~ $120\ \mu\text{m}$ (GeGa) の 4 波長域とし、全体で 100 個近い検出器を焦点面に格子状にならべ、各々の視野約 1 分で全天の掃天を行う。これらの検出器の測定限界は惑星間空間塵の熱輻射からの光子雑音によってきめられ $\text{NEP} \leq 10^{-16}\ \text{Watt}/\sqrt{\text{Hz}}$ に達すると予想されている。これによりこれまでの地上観測より 2 桁近い向上が期待され、強い赤外線源であるオリオン座 BN 天体であれば約 35 kpc の距離のものが検出でき、NGC 1068 のようなセイファート銀河では 300 Mpc まで見通すことができるという。

この衛星は全天の掃天をその観測の第 1 目標におき、約半年間で全天の掃天を完了し、その後はその追試、および興味ある天体の観測を行う予定である。

このように IRAS はこれまでにない画期的なものではあるが、問題がないわけではない。第 1 はデータ量の多さである。予想される赤外線源の数は $\sim 10^7$ 個であり、これによるデータ量は $5 \times 10^8\ \text{bits/day}$ に達する。これをどのようにして処理するかが、それに要するコストを含めて大きな問題として残されている。第 2 は赤外線検出器として未だ未開発なものが予定されていることである。(特に Ge-Be, Ge-Ga) しかしこれらの問題も打開する努力が精力的に進められており、いずれ解決するものと思われる。

遠赤外域での観測は最近やっと始まったばかりであるが、低温度星、暗黒星雲、H II 領域、等についてこれまでにない興味深い結果をもたらしている。IRAS の成功が赤外線天文学に新たな発展をもたらすであろうことは疑いないところであろう。ひるがえって我国に於ても IRAS を参考にしつつも、独自の赤外線天文学のプログ

ラムを立て、実行することを真剣に考えるべき時期に来ているのではないかと思う。
(松本敏雄)

学会だより

日本学術会議中央選挙管理会よりのお知らせ

昭和 52 年 11 月 25 日に日本学術会議第 11 期会員選挙が行われます。被選挙権者、選挙権者は日本学術会議事務局に備えた有権者名簿に登録されねばなりません。なお、下記の中の各書式について質問は天文学会庶務までお申し越し下さい。

1. 前回(第 10 期, 昭和 49 年)の選挙の有権者の方へ
前回の選挙の有権者については、前回提出のカードにより、本年資格審査が行われました。

これに関し、日本学術会議中央選挙管理会から登録用カードを再提出されるよう通知のあった方以外の方は、すべて引き続き、有権者名簿に登録されますから、改めて登録用カードを提出する必要はありません。

ただし、前回の登録における所属以外の部または専門で今回の登録を求めようとする方は、登録のしなおしをする必要がありますから、様式第 2 の「所属部又は専門変更届」により、登録用カード用紙を請求してください。

2. 今回(第 11 期, 昭和 52 年)の選挙に有権者となることを希望される方へ

(1) 今回の選挙に新たに有権者となることを希望される方で、大学・研究機関等に所属される方は、中央選挙管理会から大学・研究機関等に対して「登録用カード用紙請求者名簿」の提出方を依頼いたしましたから、なるべく所属の大学・研究機関等から提出の名簿によって登録用カード用紙を請求してください。

なお、名簿によって請求される場合は個人からの請求は不要ですから、大学・研究機関等と個人の両方から重複して請求しないように、特に注意してください。

(2) 新たに有権者となることを希望される方で、大学・研究機関等に所属しているが大学・研究機関等から提出した「登録用カード用紙請求者名簿」にカード用紙請求者として氏名を記載されなかった方は、様式第 1 により個人で登録用カード用紙を請求してください。

3. 登録用カード用紙の送付および提出について

登録用カード用紙は、請求あり次第「登録用カード用紙請求者名簿」提出の大学・研究機関等に対しては、一括して送付します。また、個人で請求の場合は、直接、請求人あてに送付します。

その際、第 11 期会員選挙説明書および登録用カード用紙提出用の封筒を同封いたします。登録用カード用紙に所要の事項を記入の際は、選挙説明書の「登録用カード記載上の注意」を十分お読みになったうえで記入して